

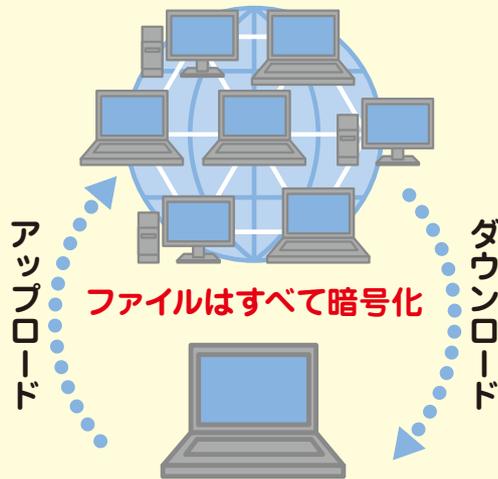
WinnyやShareを 使わないで!

匿名性は
ありません!

WinnyやShareなどのファイル共有ソフトの使用について、
「ダウンロードしただけだから大丈夫」と思っていないですか?

WinnyやShareでは、**ダウンロードしたコンテンツがそのままアップロード**される機能があります。また、やりとりされるファイルはすべて自動的に**暗号化**されます。

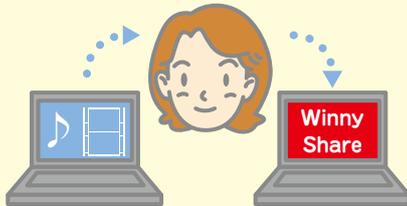
Winny/Shareネットワーク



WinnyやShareには**ファイルの断片を勝手に送受信**させられる機能があり、ユーザーは、ダウンロード・アップロードしたコンテンツ以外に、**自分が何を共有しているのかを認識できません。**



コンテンツのダウンロードは、著作権法上の「複製」にあたります。著作権者に無断で行う著作物の複製は、**違法**です。例外として「私的使用目的の複製」は認められていますが、「他人に配布するための複製」、「業務で使用するための複製」などはこれにあたりません。



私的使用目的で複製したものでも
それをファイル共有することは、違法です。

私的使用目的の複製であっても、著作権者に**無断でアップロードされている音楽や映像などを、それと知りながらダウンロードする行為も違法**です(いわゆる「違法ダウンロード」)。また、その一部の行為には、**刑事罰も規定**されています。



ファイル共有ソフトでやりとりされているコンテンツのほとんどが著作権者に**無断でアップロード**されたものです。著作権者に無断で行う著作物のアップロードはもちろん**違法**です。

権利があり、許諾がないと
推測されるもの



【注】調査実施者が権利帰属を把握できないアダルト・同人などを除外し、著作物と推測されるものについて調査
2011年度ファイル共有ソフト利用実態調査より

このように、WinnyやShareを使ってダウンロードするだけでも、**自分自身の行為が違法になったり、違法行為に加担してしまったりすることになり、それから逃れることは事実上できません。**

著作権侵害を行わない・加担しないために、**WinnyやShareを使わないでください。**

ファイル共有ソフトとは？

インターネットに接続した不特定多数のパソコン同士でファイルのやりとりを行うソフトウェアで、「Winny」、「Cabos」、「Perfect Dark」、「BitTorrent」、「Share」などがあります。

例えば「Winny」を使うと、Winnyを使用しているパソコン同士が繋がる「Winny ネットワーク」に接続され、サーバーを介さず、それぞれのパソコンを通じてファイルのやりとりができるようになります。

「匿名性が高く、送信者は特定できない」って本当？

匿名性が高いとされているファイル共有ソフトですが、現在、送信者が保持するファイル名や、IP アドレス、接続時刻などが検索・保存できる技術が開発されており、著作権者、著作権団体、捜査機関などでも積極的に活用しています。これらの情報から、最終的に送信者にたどり着くことができます。すでに**ファイル共有ソフトに匿名性はありません**。

著作権を侵害するとどうなるの？

刑事罰の対象ですので、その捜査の過程で、家宅捜索、証拠品の押収などが行われ、**逮捕**されることもあります。著作権侵害の罰則は、**10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、またはその両方**と非常に重いものです。

また、私的使用目的での音楽や映像の「違法ダウンロード」の場合は、それが「有償著作物」*であることを知りながら行えば、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、またはその両方となっています。さらに、著作権者から**損害賠償などを請求**される可能性があります。

*「有償著作物」 有償で提供又は提示されている著作物のこと。CDやDVDなどで市販されたり有料で配信されたりしている音楽・映像などがこれにあたります。

実際に逮捕された人はいるの？

ファイル共有ソフトを使用した著作権侵害では、ACCSが把握しているだけでも、これまでに**174人のユーザーが逮捕・書類送検**されています(2013年1月24日現在)。

この他にも、ファイル共有ソフトを通じて著作物をアップロードしていたことに対して、損害賠償を求められたケースなどもあります。

適法な使用もできるのでは？

現状のWinnyやShareは、**適法な利用ができない仕組みとなっています**(表面参照)。

なお、自分で撮った写真や自分が作詞作曲した楽曲などを世間に広めるために使えるとして、ファイル共有ソフトの利用を正当化する意見がありますが、「ファイル共有ソフト利用実態調査」によると、このような**実態はほとんどありません**。ファイル共有ソフトでファイルを手入するためにはファイル名によって検索しなければならず、著名性の低いファイルが活発にやりとりされる可能性はほとんどありません。現状では、多くの人に自分の作品を知って欲しい場合にはWeb ページやブログを使う方がその目的にかなっています。

誰の不利益になるの？

ファイル共有ソフトを使用した著作物のやりとりでは、著作物を製作した**著作権者は何の対価も得られません**。著作物を販売する正規ビジネスに悪影響を及ぼし、製作コストの回収ができなくなるため、結果、新しい**著作物が製作できなくなってしまいます**。

これは著作権者にとっての問題であるだけでなく、**ユーザーである皆さんが新しいコンテンツに出会う機会を奪うことになりかねません**。

情報漏洩の問題って？

ファイル共有ソフトネットワークでは、コンピュータウイルスをはじめとする危険なファイルが数多く流通しています。危険なファイルは人気のあるコンテンツであるかのように巧妙に装っており、このファイルをダウンロードし、実行することで、**ユーザーのパソコン内の個人情報**がネットワーク上に流通したり、また、**大事なファイルを破壊されてしまう危険性**があります。



一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)

URL : <http://www2.accsjp.or.jp/>

URL : <http://www2.accsjp.or.jp/filesare/> 「ファイル共有ソフトによる著作権侵害」

東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階 TEL.03-5976-5175 FAX.03-5976-5177 9:30~17:30(土・日・祝 休み)